



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 救急病院の告示（医療政策課）…………… 1
- 救急病院の申出の撤回（医療政策課）…………… 1
- 県営土地改良事業に係る換地処分（村づくり計画課）…………… 2
- 森林病虫害等防除法に基づく命令の内容の公表・3件（森林管理課）…………… 2
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課）…………… 4

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の決定（税務課）…………… 4
- 大規模小売店舗の変更の届出（中小企業支援課）…………… 4
- 都市計画の変更の案の縦覧（都市計画・モノレール課）…………… 5
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 5
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（警察本部広報相談課）…………… 5
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（警察本部広報相談課）…………… 6

人事委員会事項

- 沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則…………… 9

選挙管理委員会事項

- 沖縄県選挙管理委員及び補充員の選挙結果…………… 9

収用委員会事項

- 収用の裁決手続開始の決定…………… 10

告 示

沖縄県告示第349号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。
令和2年7月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
琉球大学病院	西原町字上原207番地	国立大学法人琉球大学	令和2年4月1日	令和5年3月31日

沖縄県告示第350号

次の病院の開設者から救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する申出の撤回があった。

令和2年7月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	申出の撤回年月日

琉球大学医学部附属病院	西原町字上原207番地	国立大学法人琉球大学	令和2年3月31日
-------------	-------------	------------	-----------

沖縄県告示第351号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、宮古島市西原第3地区県営水利施設整備事業に係る換地処分をした。

令和2年7月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第352号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により伐倒駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次の事項を公表する。

令和2年7月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 区域及び期間

(1) 区域 国頭村、大宜味村、今帰仁村、本部町、名護市、恩納村、読谷村、うるま市、北大東村及び南大東村の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課、沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

(2) 期間 令和2年10月1日から令和3年3月31日まで

2 森林病虫害等の種類 松くい虫

3 行うべき措置の内容 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤によるくん蒸をすること。

4 命令をしようとする理由 松くい虫の被害のまん延防止のため

5 その他必要な事項

(1) 3に規定する措置を行う樹木及びその措置の内容については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に規定する措置を行った者又はその代理人は、当該措置を実施した後、速やかに当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事にその旨を届け出ること。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでないこと。

(3) 3に規定する措置の実施に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った日から15日以内に当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に規定する措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付するものとする。

(4) 知事は、3に規定する樹木を所有し、又は管理する者が1(2)に定める期間内に3に規定する措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがあること。

(5) 知事は、(4)による措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、3に規定する措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがあること。

沖縄県告示第353号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により薬剤による防除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次の事項を公表する。

令和2年7月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 区域及び期間

(1) 区域 名護市、恩納村及びうるま市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課、沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

(2) 期間 令和2年10月1日から令和3年3月31日まで

2 森林病害虫等の種類 松くい虫

3 行うべき措置の内容 松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、薬剤の樹幹注入による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由 松くい虫の被害のまん延防止のため

5 その他必要な事項

(1) 3に規定する措置を行う樹木及びその措置の内容については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に規定する措置を行った者又はその代理人は、当該措置を実施した後、速やかに当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事にその旨を届け出ること。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでないこと。

(3) 3に規定する措置の実施に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った日から15日以内に当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に規定する措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付するものとする。

(4) 知事は、3に規定する樹木を所有し、又は管理する者が1(2)に定める期間内に3に規定する措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがあること。

(5) 知事は、(4)による措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、3に規定する措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがあること。

沖縄県告示第354号

森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により特別伐倒駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次の事項を公表する。

令和2年7月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 区域及び期間

(1) 区域 国頭村、大宜味村、今帰仁村、本部町、名護市、恩納村、読谷村、うるま市、北大東村及び南大東村の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課、沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

(2) 期間 令和2年10月1日から令和3年3月31日まで

2 森林病害虫等の種類 松くい虫

3 行うべき措置の内容 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）又は破砕をすること。

4 命令をしようとする理由 松くい虫の被害のまん延防止のため

5 その他必要な事項

(1) 3に規定する措置を行う樹木及びその措置の内容については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に規定する措置を行った者又はその代理人は、当該措置を実施した後、速やかに当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事にその旨を届け出ること。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでないこと。

(3) 3に規定する措置の実施に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行っ

た日から15日以内に当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に規定する措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付するものとする。

- (4) 知事は、3に規定する樹木を所有し、又は管理する者が1(2)に定める期間内に3に規定する措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行方見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがあること。
- (5) 知事は、(4)による措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、3に規定する措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがあること。

沖縄県告示第355号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成28年沖縄県告示第405号で同意の認定をした久米島加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

令和2年7月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和2年7月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 税公金セルフ収納機等の賃貸借（設置及び設定業務を含む。）一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県総務部税務課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 令和2年5月20日
- 4 落札者の名称及び所在地 日本エイ・ティイー・エム株式会社 東京都港区浜松町一丁目30番5号
- 5 落札金額 62,297,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和2年4月10日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和2年7月28日から同年11月28日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び南城市土木建築部都市建設課において縦覧に供する。

令和2年7月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンタウン南城大里 南城市大里字高平高宮城原97番2ほか10筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオンタウン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 代表取締役 加藤久誠
- 3 届出年月日 令和2年6月9日
- 4 変更しようとする事項 駐車場の位置及び収容台数
変更前 位置 次の図のとおり、収容台数 315台
変更後 位置 次の図のとおり、収容台数 275台
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び南城市土木建築部都市建設課において縦覧に供する。）

5 変更する年月日 令和3年2月9日

6 意見書の提出方法及び提出期限

(1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。

(2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画下水道を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和2年7月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 都市計画の名称 中部第一流域下水道

2 都市計画を変更する土地の区域 浦添市字勢理客

3 縦覧期間 令和2年7月28日から同年8月11日まで

4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年7月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年6月14日 沖縄県指令土第503号、平成29年3月31日 沖縄県指令土第277号（変更）、平成30年5月29日 沖縄県指令土第455号（変更）、平成31年3月27日 沖縄県指令土第304号（変更）、令和2年6月15日 沖縄県指令土第365号（変更）

2 開発区域に含まれる地域の名称 恩納村字谷茶上久兼久原1919番1ほか9筆のそれぞれの一部及び1919番40ほか2筆（1工区）

3 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 種類 防火水槽

(2) 位置及び区域 次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）

4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 恩納村字谷茶1919番地1 学校法人沖縄科学技術大学院大学 園 理事長 ピーター・グルース

5 検査済証番号 令和2年7月13日 第4672号

6 工事完了年月日 令和2年6月30日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和2年7月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 調達する物品等の種類 沖縄県警察文書管理システム用ソフト及びサーバ機器等（以下「文書管理システム等」という。）の賃貸借

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 営業年数が令和2年4月1日現在において3年以上であること。

(2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。

- (3) 従業員の数が5人以上であること。
- (4) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
- (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)イに掲げる場所に提出するものとする。
- ア 一般競争入札参加資格登録申請書
- イ 法人にあつては、登記事項証明書
- ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
- エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
- オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
- カ 電気通信機器類等の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
- (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
- ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付
- イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県警察本部警務部広報相談課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110（内線2181・2182）
- (3) 申請書等の受付期間 令和2年8月5日（水曜日）から同月21日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間はそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。
- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和3年3月31日（水曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
- (4) 使用印鑑
- (5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
- (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する文書管理システム等の賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和2年7月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 沖縄県警察文書管理システム用ソフト及びサーバ機器等（以下「文書管理システム等」という。）の賃貸借 一式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 令和2年12月31日（木曜日）
- (4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ア 令和2年7月28日付け沖縄県公報定期第4858号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による文書管理システム等の賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者
 - イ 文書管理システム等の構築、設置及び設定を円滑に行うことができること並びに当該文書管理システム等に障害が発生した場合において、通報後4時間以内に技術者を派遣し対応ができることを証明した体制証明書を令和2年8月21日（金曜日）午後6時までに3(2)の場所に提出した者
 - ウ 納入しようとする文書管理システム等の機能等証明書を令和2年8月21日（金曜日）午後6時までに3(2)の場所に提出し、当該文書管理システム等を納入の期限までに納入することができることを証明した者
 - エ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証を取得している者
 - オ 経済産業省が認定している国家資格又は民間で認定している資格のうち、ネットワーク技術に関する資格を取得している者（以下「ネットワーク技術者」という。）を有している者
 - カ Oracle関連の認定資格取得者、Microsoft社が認定したMicrosoft SQL Server関連の資格取得者又は発注者が認めたデータベース関連の資格取得者（以下「データベース技術者」という。）を有している者
 - キ 文書管理システム等に関する知識を有する技術者（以下「専任技術者」という。）を2名以上有し、専任技術者がネットワーク技術者、データベース技術者と迅速に連絡をとり、文書管理システム等を円滑に保守することができる体制を確保できる者
 - ク VMware社の仮想化技術を利用したハイパーバイザー型サーバの導入実績があること。

- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 令和2年8月5日（水曜日）から同月21日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時まで
- (2) 場所 沖縄県警察本部警務部広報相談課 〒901-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110（内線2181・2182）

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 この公告の日から令和2年8月21日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時まで
- (2) 場所 沖縄県警察本部警務部会計課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110（内線2242）

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和2年9月11日（金曜日）午後1時30分
- (2) 場所 沖縄県警察本部庁舎1階会計課入札室

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに沖縄県警察本部警務部会計課に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団

体が証明する書類を提出する場合

- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
 - (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和2年8月19日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
 - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
 - (1) 名称 沖縄県警察本部警務部会計課
 - (2) 所在地 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
 - (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
 - (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 令和2年9月10日（木曜日）午後6時
 - イ 方法 簡易書留郵便により4(2)の場所に提出すること。
 - (3) 入札説明会の日時及び場所
 - ア 日時 令和2年8月7日（金曜日）午後1時30分
 - イ 場所 沖縄県警察本部庁舎8階802会議室
 - (4) 最低制限価格 設定しない。
 - (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
 - (1) Names and Quantities of the Server and Computer Terminal Device to be leased.
Lease of a Server and Computer Terminal Device for Okinawa Prefectural Police Document Management System:1 set
 - (2) The Characteristics of the Server and Computer Terminal Device to be leased.
Refer to the Bid Instruction and the Specification Document.
 - (3) Pre-bid Meeting
Date and Time:13:30 Friday, August 7, 2020
Place:Conference Room 802, 8th Floor of Okinawa Prefectural Police HQ bldg.
 - (4) How to Submit the Bid Document
Due Date and Time:13:30 Friday, September 11, 2020
Place:Bidding Room of Finance Division, the 1st Floor of Okinawa Prefectural Police HQ

bldg.

*We do not accept bid documents sent by telegrams or electrical transmissions.

(5) How to Submit the Bid Document by Postal Service

Due Date and Time:18:00 Thursday, September 10, 2020

Handling Division:Finance Division, Police Administration Department Okinawa

Prefectural Police HQ

Location:1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa Prefecture, 900-0021 Japan

Phone:098-862-0110 (ext. 2242)

*The bid document must be delivered by registered mail to the handling division.

(6) Bid Opening

Date and Time:13:30 Friday, September 11, 2020

Place:Bidding Room of Finance Division, the 1st Floor of Okinawa Prefectural Police HQ

bldg.

(7) Handling Division

Organization:Finance Division, Police Administration Department Okinawa Prefectural

Police HQ

Location:1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa Prefecture, 900-0021 Japan

Phone:098-862-0110 (ext. 2242)

人事委員会事項

沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月28日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第16号

沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年沖縄県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「公益財団法人沖縄県体育協会」を「公益財団法人沖縄県スポーツ協会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第182条第1項及び第2項の規定により、令和2年7月14日沖縄県議会において、次のとおり選挙管理委員及び補充員が選挙された。

令和2年7月28日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

1 選挙管理委員

住所	氏名
沖縄県那覇市字国場1167番地8アルフコートハイム302号	高江洲義直
沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番24号リリーベルおもろまちサーモス708号	武田昌則
沖縄県那覇市楚辺3丁目4番17号	当山尚幸

沖縄県南城市佐敷字小谷720番地1	平田善則
-------------------	------

2 補充員

住所	氏名
沖縄県那覇市宇栄原2丁目16番11号	上原義信
沖縄県那覇市長田2丁目33番48号コートヴィレッジ那覇813号	瀬良垣馨
沖縄県那覇市天久2丁目10番28号	友利聖子
沖縄県浦添市字経塚706番地1	村上尚子

収用委員会事項

沖縄県収用委員会告示第6号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

令和2年7月28日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄県
- 2 事業の種類 県道浦添西原線（嘉手苜～小那覇）道路改築事業（沖縄県中頭郡西原町字小那覇桃原地内から同町字小那覇御殿原地内まで）及びこれに伴う国道拡幅工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目		地積（㎡）		収用しようとする土地の面積（㎡）	備考
		登記簿	現況	登記簿	実測		
西原町字小那覇干原	638番5	宅地	宅地	360.06	363.50	13.18	注

注 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のGA1、X2、753左、Y1、Y2、Y3、Y6、Y7、A10、A11、A12及びGA1の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
玉那覇忠	西原町字小那覇268番地（Lクリーン203）
玉那覇サヨリ	西原町字小那覇268番地（Lクリーン203）
玉那覇清美	中城村字和宇慶782番地4
渡慶次ユミ子	沖縄市泡瀬一丁目3番11号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和2年7月8日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 有限会社 アイドマ印刷 〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)
---	--